

議案第 1 0 1 号

新座市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新座市道路占用料徴収条例（昭和 5 2 年新座市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改		正	後
別表（第3条関係）			
占用物件		占用料	
		単位	額
法第32条第1項第1号に掲げる 工作物	[略]		<u>2,000</u>
			<u>3,000</u>
			<u>4,100</u>
			<u>1,800</u>
			<u>2,800</u>
			<u>3,900</u>
			<u>180</u>
			<u>18</u>
			<u>11</u>
			<u>1,700</u>
			<u>1,100</u>
			<u>3,500</u>
			<u>1,500</u>
	[略]		
[略]		<u>3,500</u>	
[略]			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		[略]	<u>3,500</u>
法第32条第1項第5号に掲げる 施設	[略]		
	[略]		<u>3,500</u>
[略]			
令第7条第1号に掲げる物件	[略]		
	[略]		<u>2,800</u>
	[略]		
[略]			
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		[略]	<u>350</u>
[略]			
備考 [略]			

改		正		前	
別表（第 3 条関係）					
占用物件		占用料			
		単位		額	
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	[略]			<u>1, 6 0 0</u>	
				<u>2, 4 0 0</u>	
				<u>3, 3 0 0</u>	
				<u>1, 4 0 0</u>	
				<u>2, 3 0 0</u>	
				<u>3, 1 0 0</u>	
				<u>1 4 0</u>	
				<u>1 4</u>	
				<u>9</u>	
				<u>1, 4 0 0</u>	
				<u>8 5 0</u>	
				<u>2, 8 0 0</u>	
				<u>1, 2 0 0</u>	
		[略]			
	[略]			<u>2, 8 0 0</u>	
[略]					
法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設		[略]		<u>2, 8 0 0</u>	
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる 施設	[略]				
	[略]		<u>2, 8 0 0</u>		
[略]					
令第 7 条第 1 号に掲げる物件	[略]				
	[略]			<u>2, 3 0 0</u>	
	[略]				
[略]					
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設		[略]		<u>2 8 0</u>	
[略]					
備考 [略]					

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 2 条第 1 項若しくは第 3 項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 3 9 号）第 1 0 条、第 1 1 条第 1 項若しくは第 1 2 条第 1 項の規定により道路の占用の許可を受けている者（次項に規定する電気事業者等を除く。附則第 4 項において「既道路占用者」という。）のその占用物件に係る令和 8 年度以後の各年度の占用料の額は、改正後の新座市道路占用料徴収条例（以下「新条例」という。）の規定による当該占用物件について徴収すべき 1 年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の 1 年当たりの占用料の額に 1. 2 を乗じて得た額（以下この項において「調整占用料額」という。）を超える場合には、新条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。
- 3 この条例の施行の際現に道路法第 3 2 条第 1 項又は第 3 項の規定による道路の占用の許可を受けている電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 2 条第 1 項第 1 7 号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号）第 2 条第 1 2 項に規定するガス事業者及び電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者（以下この項において「電気事業者等」という。）のその占用物件に係る令和 8 年度以後の各年度の占用料の額の合計額は、新条例の規定による電気事業者等ごとの当該占用物件について徴収すべき占用料の総額（以下この項において「占用料の総額」という。）が当該年度の前年度の占用料の総額に 1. 2 を乗じて得た額（以下この項において「調整占用料総額」という。）を超える場合には、新条例の規定にかかわらず、調整占用料総額とする。
- 4 前 2 項及び新条例の規定にかかわらず、既道路占用者でその占用の期間の初日がこの条例の施行の日前であって、かつ、当該占用の期間が 1 年未満であるものの当該占用をする物件に係る占用料の額は、なお従前の例による。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

道路の占用料の額を改定したいので、この案を提出するものである。